

1. 対象となる規定等

規定名	変更箇所
・当座勘定規定(一般当座用)	第7条、第8条、第16条、第28条(削除) 小切手用法、約束手形用法、為替手形用法
・当座勘定規定(個人当座用)	第7条、第8条、第16条、第28条(削除) 小切手用法、約束手形用法
・当座勘定規定(専用約束手形口用)	第7条、第8条、第15条、第26条(削除) 約束手形用法

2. 改定内容

次の条項の下線部を改定します。

※当座勘定規定(一般当座用)以外の規定に関しても、下記の改定と同様の内容の改定を行います。

改定前	改定後
<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>①同左</p> <p><u>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めるとを含みます)があります。</u></p> <p><u>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>
<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>①当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。</p> <p>④手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p><u>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u></p> <p><u>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました</p> <p>うへは、その手形、小切手諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>②手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、</p>	<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>②手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、</p>

<p>変造、流用があっても、 そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③同左</p>
<p>第28条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>	<p>第28条（個人情報センターへの登録） <u>削除</u></p>
<p>第29条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>	<p>第<u>28</u>条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>

【改定内容（例）＜小切手用法（一般当座用）＞】

次の条項の下線部を改定します。

※小切手用法以外の規定に関しても、下記の改定と同様の内容の改定を行います。

改定前	改定後
<p>1. 小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p> <p>4. ①金額は所定の金額欄に記入してください。 ②金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。 ③金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>	<p>1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>3. 同左</p> <p>4. <u>(1)金額は所定の金額欄に記入してください。</u> <u>(2)金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</u> <u>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手</p>

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当社所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 小切手用紙は、当社所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
7. 同左
8. 同左
9. 同左

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2			3	
漢 字	壹	陸	弍	弍	貳	貳	參

4		5	
四	泗	肆	伍

6		7		8		9		10	
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾

	100		1,000			10,000	
漢 字	百	陌	佰	千	仟	阡	萬

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億
 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。